

契約のしおり



大家さんの安心ぶらす のお申込みはこちらから

大家さんの安心ぶらす



スタート少額短期保険株式会社

事故受付 通話料無料 **0120-444-248**

受付時間
24時間365日

なお、弊社が事故に対する初期対応など、受付以外の業務を行うのは下記営業時間内に限らせていただきます。
土日・祝日・年末年始を除く 9:00～17:45

解 約
問 合 せ

通話料無料 **0800-111-4502**

土日・祝日・年末年始を除く 9:00～17:45

取扱代理店は保険契約の締結の代理権および告知受領権を有しております。

お問合せ先(取扱代理店)

引受少額短期保険業者

スタート少額短期保険株式会社

関東財務局長(少額短期保険)第69号

〒134-0088 東京都江戸川区西葛西3-22-21
KYUビル4階

<https://www.suma-pula-ssi.co.jp>

●弊社はスタートグループの一員です

家賃補償総合保険

高まる孤独死リスクに対応

大家さんの安心ぶらす

入居者死亡修理費用や
遺品整理費用も
カバー

災害などによる
家賃損失の補償



CONTENTS

リーフレットP1～3
重要事項説明書P4～9
家賃補償総合保険 普通保険約款・特約集P10～18

入居者死亡修理費用等補償

孤独死による損害を補償

- 修理に要した費用や遺品整理のために支出した費用が補償されます。
- 居室外で亡くなられた場合でも、被保険者（オーナーさま）が遺品整理費用を負担された場合は定額補償します。

補償内容	保険金額	年間保険料
入居者死亡修理費用等保険金 賃貸戸室内において発生した死亡事故によって、被保険者が負担した修理費用（修繕・清掃・消臭）や遺品整理費用をお支払いします。	支払限度額 100万円	一室あたり 9,000円
居室外死亡遺品整理費用保険金 賃貸戸室外において入居者が死亡し、当該戸室の賃貸借契約等が終了する際、被保険者が遺品整理費用を負担した場合に定額をお支払いします。	定額 3万円	

※保険期間は1年、支払方法は口座振替での一時払いとなります。

保険料計算例

保険料計算例：1棟単位

$$1\text{棟全8室} \cdot 9,000\text{円} \times 8\text{室} = \text{年間保険料 } 72,000\text{円}$$

※空室も保険料算出対象に含まれます。

保険金のお支払い例



● 同一の被保険者の一保険期間の支払限度額は1,000万円です。

保険金のお支払いに必要な書類

- 保険金請求書（弊社指定）
- 入居者が死亡したことを証明する書類*
- 見積書
- 現場写真
- 賃貸借契約書（写し）
- 賃貸借契約終了がわかる書類

*死亡診断書、死体検査書、死亡届の写し、除籍謄本等

家賃補償

災害などによる家賃損失を補償

- 火災・風災・水災・漏水事故等によって賃貸住宅または賃貸戸室が損害を受け、その結果として賃貸借契約等が終了した場合、家賃3ヶ月を限度に家賃補償保険金を支払います。

補償内容	契約コース	年間保険料
家賃補償保険金 保険期間中に生じた次の事故により、保険の目的が損害を受け、賃貸借契約が終了する場合において生じた家賃の損失を補填します。 ①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災 ⑤ひょう災 ⑥雪災 ⑦水災 ⑧建物外部からの物体の落下、飛来、衝突など ⑨給排水設備に生じた事故に伴う漏水 ⑩騒じよう・破壊行為	一室あたり 支払限度額 30万円	一室あたり 600円
	一室あたり 支払限度額 60万円	一室あたり 1,000円

※契約コースは、一室あたり（一事故）の保険金支払限度額によりお選びください。

※月額家賃が一室あたり、10万円以下は30万円コース、10万円超は60万円コースをお勧めします。

※保険期間は1年、支払方法は口座振替での一時払いとなります。

保険料計算例

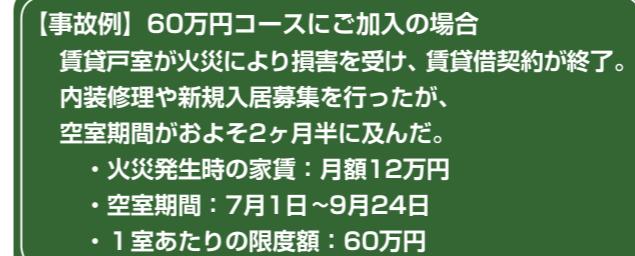
<60万円コース（1,000円／年）の場合>

保険料計算例：1棟単位

$$1\text{棟全8室} \cdot 1,000\text{円} \times 8\text{室} = \text{年間保険料 } 8,000\text{円}$$

※空室も保険料算出対象に含まれます。

保険金のお支払い例



- 保険金は、月額家賃×空室期間（3ヶ月限度）もしくは契約コースの保険金支払限度額のいずれか低い金額となります。
- 実際の空室期間が3ヶ月を超えて、保険金支払の空室期間は3ヶ月を支払限度とし、空室期間に端日数が生じた場合は日割りで計算します。
- 同一の被保険者の一保険期間の支払限度額は1,000万円です。
- 建物の修理費用は補償対象外となります。

保険金のお支払いに必要な書類

- 保険金請求書（弊社指定）
- 事故による入居者の退去日がわかる書類
- 空室期間がわかる書類
- 退去の起因となった事故の修理時の見積書・損害写真

ご契約にかかる留意事項

お引受け条件

- ご契約の引受けは1棟単位、戸室数に制限はありません。また、お申込み時の入居者情報は不要です。
- 区分所有や賃貸戸建は1戸単位からお引受けいたします。
- オーナールーム及び事業用賃貸戸室はお引受け対象外となります。

お申込からご契約までの流れ

- 保険始期日は毎月1日、口座振替日は保険始期月の27日（金融機関が休日の場合は翌営業日）となります。
- 保険始期日は、保険契約申込書等の弊社への到着日によって決まります。
 - ▶ 到着日が1日～15日の場合は翌月1日、16日～末日の場合は翌々月1日となります。
- 保険証券は口座振替結果確認後、1週間程度でのお届けとなります。

(保険始期日例)

10月	11月	12月
申込書類到着日 1日～15日必着	翌月1日 午前0時スタート »»»	
	申込書類到着日 16日～末日必着	翌々月1日 午前0時スタート »»»

特約の注意事項

- 入居者死亡修理費用等補償のみご選択の場合、家賃補償は補償対象外となります。
(家賃補償不担保特約が自動付帯されます。)
- 家賃補償のみご選択の場合、入居者死亡修理費用等補償は補償対象外となります。
(入居者死亡修理費用等補償不担保特約が自動付帯されます。)

よくあるご質問

Q	A
・保険開始日前に入居者が死亡したが、発見日が保険開始日後であった場合は対象となりますか。	・対象となります。「発見日」が基準となります。
・共用部分で発生した死亡事故により、共用部分自体に物的損害が発生した場合は修理費用保険金の支払い対象となりますか。	・共用部分は対象となりません。
・空室は保険の対象に含まなくてもよいでしょうか。	・保険料算出の対象となります。オーナールーム及び事業用賃貸戸室を除き、すべての賃貸戸室が保険の対象となります。保険期間中に入居した場合等を想定し1棟すべての賃貸戸室にてご契約ください。
・口座振替は、入居者を名義人とすることは可能ですか。また、棟ごとに口座設定することは可能ですか。	・原則、保険契約者となる方が口座名義人となります。対象物件ごとに複数口座を設定することはできません。
・サブリース業者が保険契約者になることは可能ですか。	・サブリース業者が保険契約者になることは可能です。